

淀川水系 東近江圏域

河川整備計画 (変更原案)

令和5年3月

滋 賀 県

◆◆◆東近江圏域の川の将来像について◆◆◆

<はじめに>

平成9年の河川法の改正から、河川整備計画を作成する際に、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聞くことや関係住民の意見を反映するための必要な措置を講ずることが定められています。そこで滋賀県では、学識経験者で構成される「淡海の川づくり検討委員会」を組織するとともに、各河川の流域から公募したメンバーによる川づくり会議を開催し、意見交換や現地見学会を通じて、川づくりに対する提案をしていただきました東近江圏域では、淡海の川づくり検討委員会と川づくり会議での意見や提言をもとに以下に記述する「東近江圏域の川の将来像」を取りまとめています。後述の河川整備計画（案）では、この将来像を見据えて、現時点での今後概ね20年を目途に実施できる河川の整備内容を記述しています。

東近江圏域の川の将来像とは

東近江圏域では治水・利水・環境面で、健全で多様な機能が発揮され、流域の人々が様々な恵みを享受できる川を目指します。そのためには、流域の人々が、豊かな自然、風土に培われた歴史・文化を認識し、人と川との絆をさらに強くすると共に、多様な生物が生息し、清流とみどり豊かな河川を構築し、生活の豊かさと自然環境の豊かさが両立した「東近江の川」を目指します。

これらを実現するためには、河川だけでなく流域を視野に入れた総合的な管理を行うとともに、河川管理者のみならず、関係部局、住民・企業・自治体等の緊密な連携と協働が必要です。

（１）豊かで安心・安全な地域をつくる川（治水）

住民が安心して豊かな生活を営み、持続可能な節度ある社会の発展を進めるために、天井川の切り下げや河道の拡幅などのハード対策により洪水の危険から地域を守るとともに、想定される浸水区域の公表や避難経路を示すなど、被害を軽減するためのソフト対策の展開を図ります。

さらに、流域での土砂移動を踏まえた対策や、災害への迅速な対応など、安心・安全な地域となるよう川づくりを進めます。

（２）清らかな流れを支え、健全な水循環系を構築する川（利水・水量・水質）

流域にふさわしい適正な水循環系を確立するため、流域内の行政・住民・事業者等の各主体が、流域の水循環の現状を把握し、共通認識を持った上で、各主体の合意のもと、適正な水利用のための総合的な施策の展開を図ります。

具体的には、地域の実情を踏まえた上で、川としてふさわしい水量・水質を確保するために、たとえば、森林や農地、市街地の浸透貯留域の保全や向上、水の反復利用など流域全体での水源涵養による河川水量の確保に努め、また下水道整備などによる汚濁発生源対策や琵琶湖・内湖・河川への流出過程での汚濁負荷の削減対策の展開を図ることにより水質の保全を行います。さらに、住民の積極的な参画により、山と里そして琵琶湖を結ぶ、健全な水循環を構築する川づくりを目指します。

(3) 豊かな自然と共生し、多様な生物が生息する川（生態）

琵琶湖およびその周辺地域には多様な自然生態系が発達しており、河川は琵琶湖湖辺域と山地森林を結ぶビオトープネットワークを形成する骨格となっています。そのため、治水・利水機能との均衡を図りながら、多様な生物の生息・生育環境の確保に努め、豊かな生態系を有する自然と人間とが共存・共生でき、将来にわたり水と緑豊かな自然環境の恵みを受け続けられる川づくりを目指します。

(4) 地域の原風景を復活し、「ふるさと」として誇れる川（利用・景観）

水とみどりの空間としての河川は、人間と生き物たちの共生の場であり、人々が自然と触れあうことにより豊かな情操を育むとともに、生態系や水環境の大切さを学ぶ環境学習の場となります。また、貴重なオープンスペースとしての河川は、人々が余暇時間を有意義に過ごせるために、憩いの場や散策の場、健康増進のためのレクリエーションの場となります。そこで、河川空間の持つ水辺の魅力を高め、水に親しみふれあうことができ、快適な水辺を実感できる川づくりを目指します。

さらに、ヨシ帯と家並みなど、まわりの自然とまちの景観がとけあい、地域固有の水辺の原風景を大切に、美しく心やすらぐ「ふるさと」として誇れる川づくりを目指します。

(5) 新たな文化の創造と流域単位の連携・協働・交流を促進する川（歴史・文化）

地域に伝わる川や水にまつわる歴史・文化を継承する水辺の整備を図るとともに、個性のある流域文化を育むために、流域住民の相互の交流を図りながら、人と川との関わりをなお一層深められる川づくりを目指します。

さらには、多くの地域住民が一同に集まる水辺での催しなどを通じて、感動と共感を持って文化を共有するなど、川を軸に流域単位での取り組みや水にまつわる地域文化交流の輪を広げ、流域単位で水との関わりを踏まえた川づくりを目指します。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1. 圏域、河川の概要	1
1.1 東近江圏域の概要	1
1.2 河川の現状と課題	3
1.2.1 治水に関する現状と課題	3
1.2.2 利水に関する現状と課題	5
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	6
1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題	8
2. 河川整備計画の目標に関する事項	11
2.1 計画対象期間、計画対象河川	11
2.2 計画の目標	11
2.2.1 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項	11
2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項	14
2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	14
2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項	15
2.3 整備実施区間・調査検討区間（区域）・整備時期検討区間	16
3. 河川整備の実施に関する事項	18
3.1 河川工事の目的、種類および施工場所	18
3.1.1 愛知川	18
3.1.2 長命寺川、蛇砂川、八日市新川	20
3.1.3 日野川	23
3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所	26
3.2.1 河川の維持の目的	26
3.2.2 河川の維持の種類および施工場所	26
3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	28
3.3.1 河川への流出量の抑制	28
3.3.2 総合的な土砂管理に向けた取り組み	28
3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成	29
3.3.4 水量・水質等の把握	29
4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項	30
4.1 平常時における関係機関の連携	30
4.2 洪水時の連携強化	30
4.3 水防、避難体制の強化	30
4.4 水害に強いまちづくり	30
4.5 地域防災力の向上	31
4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全	31
5. 附則資料（東近江圏域位置図）	33

1. 圏域、河川の概要

1.1 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町および彦根市、愛荘町の一部（愛知川流域）と湖南市、野洲市の一部（日野川流域）を含む5市3町の淀川水系に属する一級河川およびその流域を対象とし、圏域の面積は約696 km²です。また、水利用地域や氾濫原を流域圏としてとらえるとさらに広大な地域となります。

圏域には、東近江市および近江八幡市において琵琶湖へ直接流入する一級河川が7河川あります。主要な河川としては、北から愛知川、長命寺川（蛇砂川）、日野川があり、三重県と接し鈴鹿山脈の一部を形成する鈴ヶ岳、藤原岳、竜ヶ岳、御在所山、雨乞岳、綿向山等に水源を発しています。圏域の中流部では扇状地性低地が形成され、その中に広い段丘地形が発達しています。圏域下流部は平野（三角州性低地）が大半を占め、島状山地の影では沖積が進まず、大中の湖をはじめとした多くの内湖や低湿地が形成されていました。しかし、これらの内湖は戦後相次いで干拓され、現存する内湖としては、西之湖が県下最大です。また、下流部の標高100m～110m付近には湧水帯（自噴井戸）が分布し、豊富で良質な地下水を供給しています。

その他の大同川、八幡川、白鳥川および大惣川は圏域中央部より西に位置し、水田地帯や都市部または集落部を流下し、琵琶湖に流入している河川です。

滋賀県の地盤をなしている岩石は、秩父古生層（2～3億年前）、第三紀層（3～5千万年前）、第四紀層（2百万年前）に属する堆積岩、火成岩（花崗岩、輝緑岩、斑岩等）や小地域に露出している変成岩でできています。

東近江圏域の布引丘陵をはじめとした丘陵地は、古琵琶湖（約43～400万年前）の湖底に堆積した粘土や砂礫層が地殻変動によって変位した古琵琶湖層群と呼ばれる地質からなっています。この古琵琶湖層群は土砂流出が著しく、沿川の土地利用と相まって、圏域のいくつかの河川では天井川が形成されています。圏域下流部の平野に点在する島状の山塊は、古生代の石英斑岩などからなり、岩質は硬く、侵食から残された残丘で、数万～数千年前まで現在の沖島のように湖面に浮かぶ島や岬を形成していたものと考えられています。

日本列島のほぼ中央に位置する滋賀県は、日本海型気候区（北陸地方）、瀬戸内海型気候区、東日本型気候区（東海地方）が接した位置にあります。また、周囲を高い山々に囲まれていることから、滋賀県の気候は、温暖な東日本・瀬戸内海型と冬期に雪による降水量が多い日本海・中部山岳型の気候を相備えながら、琵琶湖の気候調節作用にも大きな影響を受けるため、県全体を一気候で特色づけられず、気候内容は複雑な変化を示しています。

東近江圏域の年間降水量は、上流部の鈴鹿山脈を中心とした山地部で約1,800mm（蓼畑）、琵琶湖に近い下流部は約1,600mm（近江八幡）であり、どちらの地域も台風期に多いのが特徴です。

自然や景観について見ると、琵琶湖周辺は昭和25年に我が国で初めて国定公園（「琵琶湖国定公園」）に指定され、豊かな自然と動植物の宝庫となっています。滋賀県と三重県の境界を南北に走る延長約50km、幅約10kmの鈴鹿山脈一帯は、昭和43年に「鈴鹿国定公園」に指定され、天然記念物のニホンカモシカ等多くの鳥獣が生息しています。また、日野川中流域南西に隣接する「三上・田上・信楽県立公園」は昭和44年に指定されています。西之湖周辺のヨシ群落は、「要衝の地の保全に関する条例」の保全地域として指定されているとともに、琵琶湖につながる長命寺川を含め、平成20年10月にラムサール条約に追加登録されています。また、琵琶湖

八景にも詠われるほど四季折々の素晴らしい景観を生み出す近江八幡の水郷が平成 18 年 1 月 26 日に、伊庭内湖の農村景観が平成 30 年 10 月 15 日に重要文化的景観に選定されています。

東近江圏域の歴史は古く、湖岸地帯には縄文、弥生、古墳時代の集落遺跡が広く分布し、数多くの土器類が出土しています。また、当圏域は中山道、八風街道といった主要道が交差する位置にあり、戦国時代には観音寺城、安土城、八幡山城等、多くの武将が城を設けた要衝の地でした。江戸末期から明治時代にはこのような道路網を利用した商業が発達し、八幡商人、日野商人、五個荘商人などの近江商人の発祥地となっています。

圏域の文化財は、国指定が 177 件、県指定が 84 件、市町指定 317 件です。文化財の内訳は、石塔寺三重塔（東近江市）等の建造物 149 件、木造千手観音立像（近江八幡市）等の彫刻 206 件、石燈籠（東近江市）等の工芸品 76 件、安土城跡（近江八幡市・東近江市）等の史跡・名勝 38 件、愛知河架橋絵巻（愛荘町）等の絵画等 64 件、鎌掛谷ホンシャクナゲ群落（日野町）等の天然記念物 10 件、大風揚げ習俗（東近江市）等の無形文化財・民俗文化財 35 件となっています。また、雪野山古墳（東近江市）等の埋蔵文化財は平地部に縄文、弥生、古墳時代の遺跡として数多く分布しています。

圏域の土地利用は、山林等が約 63%、農地が約 27%、宅地等が約 10%（令和 2 年度）となっており、戦後の内湖干拓による農地の拡大期と、高度成長期の八日市台地や鉄道駅周辺および布引丘陵地などにおける市街地の拡大期の 2 つの大きな変貌期を経て現在の土地利用が形成されてきました。

圏域上流部では、人口の減少または横ばい傾向が続いており、土地利用の変化はほとんど見られませんが、布引丘陵に接する東近江市をはじめ日野町、竜王町では、昭和 50 年代に入り工業団地やゴルフ場などの開発が進み様相が大きく変貌しています。また、下流部の近江八幡市、東近江市では京阪神への通勤可能地として著しい人口増加を呈し、商都として発展してきた城下町から鉄道周辺に町の重心を移動させながら、市街地が拡大しています。

圏域内の人口は、約 22 万 7 千人（令和 2 年）で、県の約 16%を占めます。

また、産業別就業人口構造比を見ると、圏域内の第 1 次産業就業者は約 4 千 9 百人（約 4.4%）、第 2 次産業就業者は約 4 万 4 千人（約 39.6%）、第 3 次産業は約 6 万 2 千人（約 56.0%）であり、第 3 次産業の割合が高くなっています。

製造業について見ると、圏域内には事業所が約 500 事業所あり、製造品出荷額等は年間 1 兆 9,973 億円で滋賀県全体の約 25%に相当します。製造品出荷額等の上位業種を、商都として知られる近江八幡市で見ると、輸送機器、食料品製造業、プラスチック製品、窯業・土石、繊維工業となっています。

圏域の交通網は、名神高速道路、国道 8 号、国道 307 号、国道 421 号、国道 477 号および JR 東海道本線（琵琶湖線）や JR 東海道新幹線などの重要な道路、鉄道がほぼ東西方向へ平行に位置しています。また、私鉄近江鉄道も圏域内の主要な交通として位置しています。

圏域の農業は、湖東平野群では昔から肥沃な土壌を利用し、近江米の産地として知られています。近年では、米に加え、メロン、いちご、ぶどう、梨などの果物や野菜等都市近郊型農業も盛んになってきています。また、肉用牛、乳用牛、豚、鶏などの畜産業は県内の主要産地となっています。農業以外では、麻を使った織物（東近江市）ガラス繊維製品、組ひも（東近江市）、およびろくろを使った木地製品（東近江市）、布引焼き（東近江市）、八幡瓦（近江八幡市）、西之湖のヨシを使ったすだれ（東近江市、近江八幡市）や淡水真珠の養殖等が地場産業となっ

ています。

観光資源としては、国の天然記念物となっているホンシャクナゲ（日野町）、琵琶湖水運に活用され近江商人と城下町の発展をささえた八幡堀（近江八幡市）、神社拝殿が、国指定登録有形文化財に登録されている太郎坊宮（東近江市）、鎌倉時代の建築で国宝となっている苗村神社（竜王町）、織田信長築城の安土城跡（近江八幡市・東近江市）、西之湖における屋形船での水郷めぐり等があります。

また、琵琶湖や西之湖をはじめとする内湖および愛知川・日野川では、アユやフナ・コイ・ホンモロコ・アマゴなどを対象とした漁業が営まれるとともに、湖魚を原材料とした鮎ずしやえび豆などの加工品が生産されています。

1.2 河川の現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

（河川の現状）

琵琶湖を含め、圏域内には一級河川が 81 河川存在します。この内琵琶湖に直接流入する河川は、愛知川、大同川、長命寺川、八幡川、白鳥川、大惣川、日野川の 7 河川であり、その他は全てこれら河川の支川です。東に鈴鹿山系、西に琵琶湖が位置するという地形的な要因があり、圏域内河川のほとんどは延長が 20km 未満となっています。また、勾配が急で、土砂流出が激しく、沿川の土地利用と相まって、天井川が形成されています。

さらに、圏域内の主要な河川である愛知川等については、以下の様な特徴が挙げられます。

愛知川の流域面積は約 232.6km² であり、その幹線流路延長は約 41.1km です。愛知川は、東近江市の御池岳(1,241m)、藤原岳(1,143m)等鈴鹿山脈に源を発し、山間部を南西に流下した後、永源寺ダム下流付近から湖東平野に入り、東近江市山上町地先あたりを扇の頂点とする半径 20km 程度の扇状地を形成し、流れを北西に向きを変え、琵琶湖に注ぎます。下流部は天井川となっており、高水敷から堤防、堤内地にかけては、高密度に落葉広葉樹、竹等が繁茂し、広大な河畔林を形成しています。また、この河畔林は、冷温帯性の動植物が息する等貴重な生態系維持の場となっており、愛知川の大きな特徴となっています。

長命寺川(蛇砂川)の流域面積は約 85.0km² であり、その幹線流路延長は約 24.8km です。その源流は、鈴鹿山系の西麓、東近江市上二俣町地先に源を発し、東近江市域を北西に流下し近江八幡市東部で西之湖へ入り、西之湖から琵琶湖へ注ぎます。長命寺川は、河口の琵琶湖から西之湖に至る長命寺川本川と西之湖に流入する蛇砂川、山本川、安土川および黒橋川より成っています。流域の関係市町は上流から、東近江市、近江八幡市の 2 市です。また、蛇砂川は、河道延長が長く、天井川で、各所で小蛇行を繰り返しながら流下しています。このため台風や梅雨による豪雨では、度々溢水や決壊、内水による被害が発生しています。

日野川の流域面積は約 207.1km² であり、その幹線流路延長は約 46.7km です。日野川は鈴鹿山系綿向山に源を発し、日野町、東近江市、竜王町、野洲市、近江八幡市の 3 市 2 町を貫流して琵琶湖に注ぎます。周辺地域では、古くは 5 世紀頃に栄えた古墳文化、朝鮮からの渡来人による万葉文化、東西交通の要衝としての商業文化を育んできました。このため卑弥呼が中国から賜ったといわれている鏡が発見された雪野山古墳に代表される周辺古墳群や、石塔寺三重石塔、旧中山道横関の渡しなど、各所に多くの史跡が残っており、流域は文化財の宝庫となって

います。また、中・下流部では上流からの流出土砂量が多く、河床上昇に伴う洪水氾濫を防止するために、長い年月をかけて堤防の嵩上げ工事が繰り返されてきました。その結果、天井川となり、堤防の高さは最大で 10.3m に及んでいます。

日野川では古くから人の手が入り、護岸や落差工、取水堰等が設置され、人為的な影響が多く見られる河川形態を呈しています。しかしながら日野川の自然はそれらの影響を取り込みつつ瀬、淵等の多様で良好な生息環境を生み出しています。

（過去の主要な洪水の概要）

東近江圏域において、過去に大きな被害を及ぼした主な洪水は、昭和以降、昭和 28 年の台風 13 号、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 40 年の台風 24 号、平成 2 年の台風 19 号、近年では平成 25 年の台風 18 号等の洪水が挙げられます。

愛知川では、昭和 34 年 8 月の台風 7 号により、御幸橋上流 100m 地点の左岸堤防が決壊、同年 9 月の伊勢湾台風では破堤こそ免れたものの、溢水による浸水被害が発生しました。近年では、平成 2 年 9 月の台風 19 号による洪水により、八幡橋下流左岸堤防および栗見新田地先の左岸堤防の 2 箇所が決壊し、死者 1 名、約 45 億円（水害統計）の大きな被害がありました。

長命寺川では、蛇砂川において昭和 28 年 9 月の台風 13 号で、東近江市市辺町付近で左岸 15m、右岸 100m に亘り決壊し、水田が濁水につかり鉄道線路までが水没しました。その後も、昭和 34 年 9 月、昭和 40 年 9 月、昭和 61 年 7 月、昭和 63 年 6 月などの洪水により、近江八幡市末広町、近江八幡市安土町内野など各地で堤防の決壊や溢水による浸水被害が度々発生しています。近年では、平成 6 年 9 月洪水により東近江市市原野町の蛇砂川堤防が決壊し、平成 7 年 5 月には琵琶湖の水位上昇の影響を受けて西之湖の水位が上昇し江の島で浸水被害が発生しています。

日野川では、昭和 40 年 9 月の台風 24 号は、秋雨前線降雨により河川が増水していたところへの暴風雨であったことから、被害は甚大なものとなりました。日野町日野雨量観測所では 13 日から 17 日までの累計雨量が 340mm に達し、ピーク時には 4 時間で 142mm の降雨が観測されました。また、周辺に住宅密集地が広がる桐原橋では、計画高水位 6.0m を上回る 6.3m の水位を観測しました。このため日野川では破堤などにより家屋の一部損壊や床上・床下浸水被害が多数発生しました。特に下流の近江八幡市内では浸水家屋数 932 戸にのぼり、災害救助法が適用されました。近年では、平成 2 年 9 月の台風 19 号で、近江八幡市佐波江町、野村町を中心に護岸欠損、河床洗堀、堤防からの漏水が発生し、沿川住民 5,800 人余りが避難しました。

また、平成 25 年 9 月の台風 18 号では、日野川、愛知川、蛇砂川などで堤防・護岸の損壊や溢水が発生し、近江八幡市、東近江市、竜王町などで沿岸住民 2,700 人余りが避難しました。

（治水事業の沿革）

このような洪水の被害を防止するため、圏域内の各河川について災害復旧事業や災害助成（または災害関連）事業により、護岸の復旧や河道の拡幅工事等が随時行われてきました。

愛知川の河川改修は、昭和 25 年から中小河川改修事業の一般工事、琵琶湖総合開発事業および平成 2 年からの災害助成事業により、河口から栗見橋（2km 地点）の区間においては 50 年に 1 回程度の降雨による洪水に対応できる河道整備が行われました。その後、上流部へと順次河川改修を進め、河口から八幡橋（約 7.0km 地点）まで改修を進め、現在に至っています。

長命寺川（蛇砂川）は、古くから有効利水が図れるよう数本の農業用水路を繋ぎ合わせて作られてきたために、下流ほど川幅が狭く、さらに河道延長が長い河川です。この河川の治水対策については、河川改修を行う場合、下流ほど用地の提供が多くなり、また河道延長が長いことから上流まで改修が到達するまでに長期間を要します。そのため、流域に係する市町の合

意のもと、上流部における平成川、中流部における八日市新川や山本川の分離・改修、下流部では長命寺川・西之湖・蛇砂川の改修が計画されました。この計画は、昭和 49 年に中小河川改修事業により着手され、現在に至っています。この中で、和南川・平成川（和南川放水路）については平成 14 年に、山本川については平成 16 年に完成しています。

日野川の河川改修は、昭和 34 年の伊勢湾台風の被災による災害復旧助成事業と日野川ダム事業が進められてきました。この河道改修計画は、河口から近江八幡市浄土寺町（約 16km）について破堤部の復旧、堤防の嵩上や腹付け、低水路屈曲部の法線是正等が行われました。また、日野川ダムは、昭和 28 年度から洪水調節を目的として計画され、昭和 40 年度に完成しました。さらに、平成 2 年の災害を契機とした災害復旧助成事業により、河口から近江八幡市野村町（約 2.82km）の区間において、河積の拡大と護岸整備が行われました。しかし、それより上流については昭和 34 年災害以降、出水時の応急処置的な護岸整備しか行われておらず、護岸の老朽化とも相まって、近年の出水時には漏水を繰り返していることから、洪水位の低下および堤体の強化等の抜本的な対策が早急に望まれるところです。

（治水上の課題）

災害復旧や計画的な改修により、圏域内の河川の改修を進めていきます。その中でも、平成 2 年 9 月の台風 19 号の洪水により愛知川および日野川で多数の家屋浸水など大きな被害が発生していること、その後の平成 6 年 9 月の台風 26 号においても長命寺川（蛇砂川）でも大きな被害が発生していること、想定氾濫区域や流域において急激な市街化の進展や資産の集中が見られることから、引続き洪水被害の防止対策が必要です。また、長命寺川（蛇砂川）の西之湖周辺は、低平地が多く平成 7 年 5 月には降雨による琵琶湖水位の上昇により浸水被害が発生していることから、琵琶湖の背水に対する治水対策も必要です。

また、圏域内の多くの河川は洪水到達時間が短く、洪水の予測が困難であるうえ、近年、全国各地で気候変動による集中豪雨が頻発していることから、圏域内の河川の施設能力を上回る洪水（以下、超過洪水という。）が発生する確率が増大しています。

こうしたことから、県民の命を守り壊滅的な被害をできるだけ少なくするため、これまでの川の中の対策に加え、自助・共助・公助を組み合わせた川の外の対策を推進し、効果的に治水安全度を高める取り組みを進めていく必要があります。

1.2.2 利水に関する現状と課題

東近江圏域における河川水の利用の主なものはかんがい用水で、その他に水道用水や工業用水等にも利用されています。

愛知川においては、中流部における平常時の流水の伏流やかんがい用水等の取水により、河川に十分な流水が得られず、生活用水や瀬切れによる動植物への影響が懸念されています。また、取水されたかんがい用水は、中流から下流について天井川という地形上、愛知川には還元されません。昭和 20 年代後半からかんがい用水の安定供給を確保するため、愛知川地区農業水利事業が取り組まれ、永源寺ダムや愛知川頭首工等により、現在は約 6,750ha の農地がかんがいされています。しかし、近年の営農形態の変化やほ場整備の進展等により必要水量が増加し、ほぼ毎年のように水不足が生じ、農業利水者は節水管理を強いられている状況が報告されています。

蛇砂川の周辺農地は、現在では永源寺ダムや琵琶湖からかんがい用水を受けており、蛇砂川から農業用水は取水されていません。

日野川においては、昭和49年度から平成6年度に国営事業により造成された蔵王ダムや琵琶湖揚水施設等により日野川流域の農地がかんがいされています。

これらのかんがい用水は、水田までの配水の過程や集落内に導水されることにより、単に農作物のかんがい用にとどまらず、収穫物・機械洗浄等の営農用水、防火用水、消流雪用水、貴重な水生生物の生息地や潤いのある水辺空間等を形成する環境用水等の、いわゆる地域用水として地域の生活に密接に関わる水としても利用されており、健全な水循環の一翼を担っています。

水道用水のうち、上水道ではほとんどが琵琶湖からの取水又は地下水が利用されていますが、簡易水道では普通河川から取水されている箇所もあります。工業用水も琵琶湖からの取水と地下水を利用しており、洗浄水等に利用されています。

なお、天井川の切り下げや新川の掘削等による周辺域の地下水位に対する影響については、十分な調査を行う必要があります。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

(1) 動植物の生息、生育

(植生)

圏域の植生は、山地部の標高の高い県境部付近ではブナクラス域の代償植生（本来の植生ではない植生）である、シロモジ群集とスギ・ヒノキ人工林が広がり、標高が低くなるとヤブツバキクラス域代償植生のアカマツ・モチツツジ群集が主となります。沖積平野部は、市街地や水田などに利用されており、古くから人々が生活を営むために地形を改変してきたことから自然の植生は残されていません。

愛知川下流部の両岸に密生する落葉広葉樹と竹林からなる広大な河畔林は、温暖帯の低地域に属していますが、冷温帯性の植物も多く生育しており、植物学的に大きな特徴となっています。河口部では湿地に生育するタコノアシ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）が確認されています。

長命寺川（蛇砂川）では、西之湖のヨシ群落は「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」によるヨシ群落保全区域として指定を受け、保全が図られています。

日野川では、セイタカアワダチソウ群落、クズ群落、ススキ群落等の大半が帰化植物（外来種）を主体とした代償植生となっており、自然植生の割合は少なくなっています。滋賀県は近畿、中部地方の中では帰化率が比較的小さい県ですが、日野川ではこの数値が大きくなっています。

(魚類)

圏域内の河川には、ウグイ、オイカワ、コイ、フナ類、カワムツ、アユ、アマゴ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）、カジカ大卵型（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：希少種）、ホンモロコ等の標準的な琵琶湖流入河川の魚類相を示す回遊性、非回遊性および放流魚が多数生息しています。河川と琵琶湖を行き来する代表的な魚種としてアユ、ビワマス（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）、オウミヨシノボリ等が確認されています。特に砂礫の河床となっている河川はアユ等の貴重な産卵場となっています。アユは秋には砂礫底で産卵し、稚魚は琵琶湖に下って冬を過ごし、早春に群がって川を遡上して河川の中流部で生活します。下流寄りの瀬にはオイカワ、瀬から淵にいたる流れや、やや緩やかなところにはカワムツが生息しています。このような状況の中、愛知川・日野川の上流から中流にかけてアユなどを対象に河

川漁業が営まれています。河口部における河道掘削や流量の減少、中流域における河床のアーマコート化などによる生息環境の悪化が指摘されています。

西之湖をはじめとする内湖は、フナ類やモロコ類などの温水性魚類にとって、産卵場や稚仔魚の生育場として極めて大きな役割を果たしています。

保護対策が必要な貴重な魚種として、琵琶湖固有種であるビワマス（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）が愛知川、日野川で確認されています。

（動物等）

圏域内においては、オシドリ（環境省レッドリスト：情報不足／滋賀県レッドデータブック：希少種）等の鳥類、ニホンイシガメ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：希少種）、ニホンカナヘビ、シマヘビ等のは虫類、ニホンアマガエル、トノサマガエル（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：要注目種）等の両生類やその他多くの昆虫類の生息が確認されています。

愛知川下流部の河畔林では多くの昆虫とカイツブリ（滋賀県レッドデータブック：希少種）、カワセミ（滋賀県レッドデータブック：希少種）等の鳥類を始め、ニホンイタチ、アカギツネ等中型哺乳類の生息も確認されています。

長命寺川（蛇砂川）では、西之湖では、ヨシゴイ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：絶滅危惧種）、ヒクイナ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧／滋賀県レッドデータブック：絶滅危機増大種）、国内希少野生動物種のチュウヒ（環境省レッドリスト：絶滅危惧 I B 類／滋賀県レッドデータブック：絶滅危機増大種）など希少性の高い種をはじめ豊かな鳥類群集が見られる。また、西之湖は鳥獣保護法に基づく「鳥獣保護区」（存続期間：R8.10.31）として指定されています。

日野川では、水際でタヌキ、イタチ等の痕跡が多く見られ、サギ類、カワウ等の鳥類が落差工等の横断構造物上や低水護岸部で多く見られるなど、比較的多くの生物に利用されています。また、鳥類ではカンムリカイツブリ（滋賀県レッドデータブック：希少種）など特定種も多数確認されています。

このことから、愛知川をはじめ圏域内の河川では多種多様な生物や保全すべき貴重種が確認されており、生物の生息・生育環境が保全されるように努める必要があります。

（2）水質

生活環境の保全に関する環境基準の類型指定は、河川では愛知川が AA 類型（BOD 1mg/L 以下）、日野川が A 類型（BOD 2mg/L 以下）に指定されています。また、長命寺川（蛇砂川）については類型指定がなされておらず、環境基準が未設定の河川となっています。愛知川、日野川の水質は経年的に横ばい傾向にあり、現在は環境基準値をおおむね満足しています。蛇砂川が流入し、長命寺川へ流出する西之湖の水質（BOD）は平成 22 年度から令和 2 年度にかけて 1.7mg/L から 7.7mg/L の間で推移しており、種々の水質改善対策が講じられていますが、今のところ改善傾向は見られていません。また、長命寺川河口周辺および琵琶湖で取水している浄水場では、平成 28 年度以降春から秋にかけて西之湖で大量発生する植物性プランクトンが産生する高濃度のかび臭原因物質により水道水にかび臭が着臭する問題が発生しています。

その他、大同川の水質（BOD）は平成 21 年度から平成 30 年度にかけて 0.8mg/L から 1.3mg/L の間で推移しており、近年は横ばい傾向にありますが、八幡川では環境整備事業等により昭和 63 年度には 23.9 mg/L であったものが令和 2 年度には 1.9mg/L まで低下し、改善傾向にあります。

(3) 水辺、河川空間利用

当圏域における河川空間利用の代表的なものとしては、愛知川下流部の多目的なグラウンドの利用が挙げられます。また、流水の多い年は中流部において、水遊びやアユ釣り等、遊漁に興じる光景が見られます。永源寺ダムより上流においては、広大な森林に覆われた河川の中で自然に親しむため、キャンプ、釣り、水遊び等に多くの入川者があります。

長命寺川(蛇砂川)では、かつて湖上交通の拠点であった西之湖で、屋形船での水郷めぐりが通年航行されており、春の風物詩であるヨシ焼きと共に、入り込み客数が年間10万人にのぼる大きな観光資源となっています。また、この西之湖は“春色安土八幡の水郷”として琵琶湖八景の一つに選ばれています。

日野川では、近江八幡市野村町、竜王町川守、東近江市上南町などで、親水施設、多目的広場、グラウンド等の施設がスポーツ、釣り、レクリエーションに利用されています。また、日野町村井に位置する日野川ダムでは、ダム周辺で自然環境との調和を図りながら休憩広場、水辺広場、運動公園の整備を行い、多くの人々に親しまれています。毎年夏には「森と湖に親しむ旬間」として子どもを対象とした体験学習を行っています。

その他の河川として、八幡川の八幡堀や北の庄沢の整備、白鳥川のサイクリングロードや散策での利用がなされています。

1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題

(琵琶湖に関するこれまでの取り組み)

琵琶湖は、面積が670.25km²あり県の約1/6を占めており、その起源は約400万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物等の様々な生物が生息・生育し、その種類は1,000種を超えています。そのうち琵琶湖にしか生息しない固有種60種(亜種、変種を含む)以上が確認されており、1993年には湿地生態系保護のためのラムサール条約(国際湿地条約)の登録湿地に指定されました。

琵琶湖周辺地域では古くから度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和47年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。

当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水対策」を3つの柱として、40m³/sの水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設等を実施し、琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終了しました。

この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設等によって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策等により渇水時においても大きな被害が生じなくなるなど、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備等により流入汚濁負荷量が軽減しました。

しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化等により、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全等が緊急の課題となり、平成12年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」^{※1}を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成27年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）^{※2}を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」^{※3}とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。

※1 琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」

マザーレイク21計画は、平成9年度から2箇年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を21世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の6省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成23年度からの第2期計画期間に合わせ、平成23年10月に改訂を行いました。令和2年度に「琵琶湖保全再生計画（第1期）」と「マザーレイク21計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第2期）に一元化されました。

※2 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）

多様化する琵琶湖の課題に対するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法に向けた取組が進められた結果、平成27年9月16日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年9月28日に施行されました。これを受けて、国は、平成28年4月21日に基本方針を策定し、県は、この基本方針を勘案して、法第3条による、法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を平成29年3月に策定しました。令和3年度からの第2期計画期間に合わせ、令和3年3月に改訂を行いました。

※3 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として、国において昭和59年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和60年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和61年度以降5年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。また、令和4年3月には第8期計画を策定し、計画に定める対策を実施しているところです。

（湖辺の現状と課題）

湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などは、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全など多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成4年3月からヨシ群落保全条例（滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例）によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することにしました。

琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、ほ場整備等による水路形状や土地区画の変化等によって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林等が消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により琵琶湖の固有種を含む在来種の生息種数や個体数の減少、および侵略性の高い外来種の増加が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。

圏域内においては、日野川の河口周辺で砂浜の消失や浜崖（砂浜の後退）が見られます。砂浜は、琵琶湖に流れ込む河川から供給された土砂が湖岸沿いに運ばれて堆積したものです。一般に砂浜が維持されるのは、波の作用によって湖岸線と平行に移動する漂砂と河川から運ばれる砂が均衡している場合であり、河川からの供給量が減少すると砂浜の後退が起こります。砂浜の後退は、松林等の倒壊や湖岸沿いの土地の流出を引き起こします。こうしたことから、安定した砂浜やなぎさ線の維持が求められています。

愛知川河口右岸では、平成4年頃から砂浜の侵食が発生し、倒壊した樹木や根の露出した樹木が見られていましたが、その後、突堤などの整備により現在は安定しております。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象期間、計画対象河川

本河川整備計画の対象期間は概ね20年間とします。

また、対象とする河川は東近江圏域にある全ての一級河川(81河川)とし、そのうち愛知川、蛇砂川、八日市新川および日野川の4河川は計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。

なお、これらの区間は優先的に整備する河川のランク付け(滋賀県中長期整備実施河川の検討)の結果を踏まえて設定しています。

- ・整備実施区間 : 整備計画期間中に整備を実施する区間
- ・整備時期検討区間 : 整備の実施時期を検討する区間

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け

河川ランク	河川名
Aランク河川	愛知川、日野川、蛇砂川、八日市新川

Aランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川

また、西之湖の事業については調査検討区域を設定し、水質浄化を目的とした調査・検討を実施します。これら事業の実施にあたっては関係部局と連携し、より効率的・効果的な調査・検討を行います。

なお、本整備計画は、令和4年度時点の圏域の社会状況、自然環境および河道状況等を踏まえ策定したものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行うものとなります。

2.2 計画の目標

2.2.1 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

本計画における河川整備の目標は、流域面積50km²以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km²未満の河川は10年に1回程度発生する降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。

また、万一氾濫した場合の被害の大きさ、求められる治水安全度等を総合的に十分考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として計画的に進めていきます。

近年、全国各地で大雨による災害が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されています。このような状況を踏まえ、国土交通省では平成30年4月に有識者からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、令和元年10月には提言が公表されました。また、令和2年7月には、国の社会資本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや流域治水への転換が示されました。本県では、これらの提言や答申などを踏まえ、令和4年10月に「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を取りまとめました。本計画における河川整備の目標については、この方針に従うこととします。

超過洪水に対しては、人命被害の回避を第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針や滋賀県流域治水の推進に関する条例^{※4}等との整合を図りながら、避難対策の充実や安全な住まい方への誘導など、氾濫原での被害を最小化するための「しがの流域治水」を関係機関と連携して計画的に取り組んでいます。また、国においても、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、令和2年度に河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」へ転換し、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に治水を進めることとしております。整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、流域における雨水貯留対策の強化や水防災に対応したまちづくりとの連携など、国の流域治水の制度も活用することで、「しがの流域治水」をより一層推進していきます。

圏域内の主要な河川である愛知川、蛇砂川、八日市新川および日野川の計画目標は、河川の高さや形態、沿川の人口や資産の状況から、万一氾濫した場合の浸水の範囲やそれによる被害の甚大さ等を考え合わせ、以下のように定めます。

愛知川の想定氾濫区域には人口・資産が集中する東近江市街地や JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、国道 8 号等の交通幹線が含まれ、万一氾濫が生じた場合、その被害は甚大なものが予想されます。このことから洪水による災害の防止を図るため、愛知川においては、戦後の洪水で最大の流量となる昭和 34 年 9 月洪水（伊勢湾台風）相当の降雨により予想される洪水を河口～JR 東海道本線橋梁において安全に流下できるような整備を行いました。計画高水流量は JR 東海道本線橋梁地点で 2,400 m^3/s としており、引き続き適切な維持管理を行い河積の確保に努めます。また、愛荘町川原地先においては不飲川放水路を合流させ導流堤の整備を行います。上流部区間においては整備の実施時期の検討を行います。

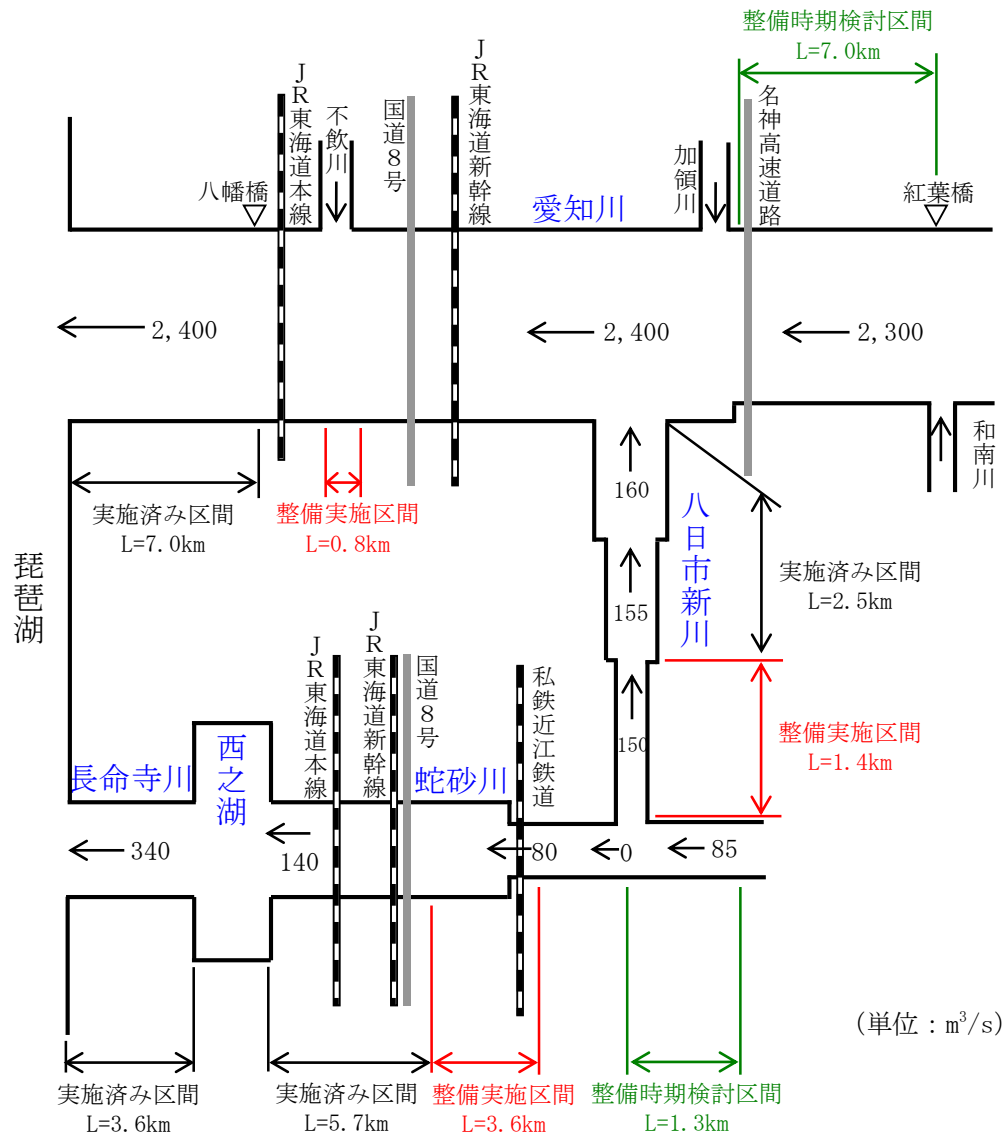
長命寺川、蛇砂川および八日市新川では、想定氾濫区域のうち下流域に JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、国道 8 号等の交通幹線が横断し、中流域では近年の市街化に伴い人口の増加や資産の増大が進んだことから、万一氾濫が生じた場合、その被害は甚大なものが予想されます。このことから洪水による災害の防止を図るため、蛇砂川および八日市新川については 10 年に 1 回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できるような整備を行います。なお、長命寺川については、施工性等を考慮し、将来計画規模の 50 年に 1 回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できるような整備が完了しています。改修計画の主なものは、蛇砂川の現況河道の平地化・拡幅改修ならびに八日市新川の建設であり、計画高水流量は、蛇砂川で 140 m^3/s 、八日市新川で 160 m^3/s とします。

日野川の想定氾濫区域には人口・資産が集中する仁保橋・桐原橋周辺地区があるほか、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、国道 8 号等の交通幹線が通過しており、また住宅密集地の中に天井川が形成されていることから、万一そこで洪水氾濫が生じた場合、その被害は甚大なものとなることが予想されます。このことから洪水氾濫による浸水被害の発生を防止するため、戦後の洪水で最大の流量となる昭和 40 年 9 月 17 日洪水相当の降雨により予想される洪水を河口～近江八幡市上畑町および蒲生郡竜王町弓削地先（約 12.0km 地点）間において安全に流下できるような整備を行います。計画高水流量は、仁保橋地点において 1,700 m^3/s とします。

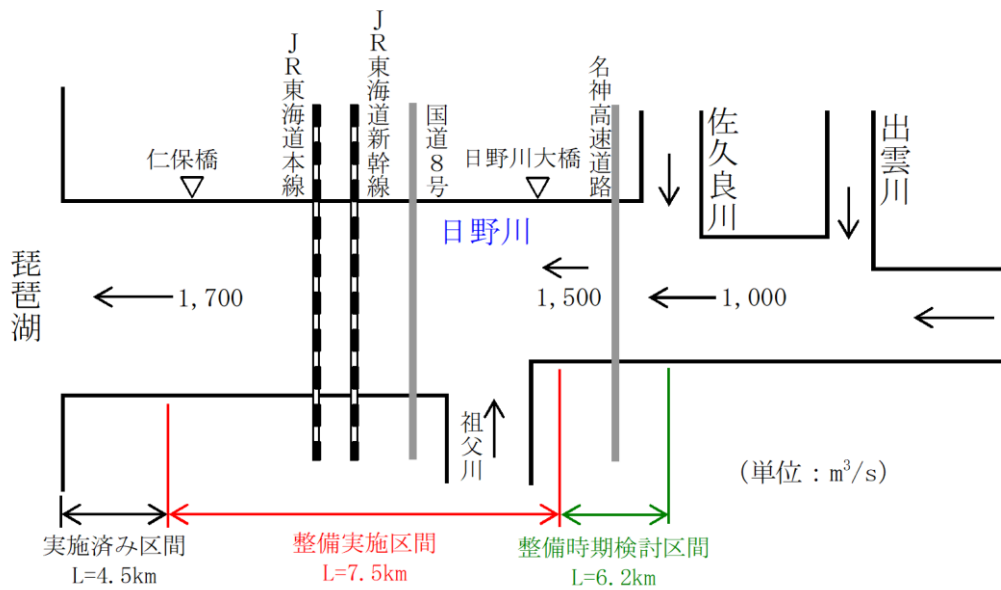
なお、全ての河川において橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたっては、将来、改修に手戻りがないように考慮します。

※4 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布）

流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水の事です。（流域治水基本方針P.1より引用）



愛知川・長命寺川・蛇砂川・八日市新川の計画流量配分図



日野川の計画流量配分図

2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域内の河川については、将来にわたり健全な河川水の利用が維持されるよう、河川管理者、利水者および地域住民等が協働して適正な水管理に努めていくとともに、県下の河川における水管理のあり方を勘案し、課題や状況に応じて流況の把握を図っていきます。また、河川流況の的確な把握に努め、流水の正常な機能を維持するために必要な河川流量の検討を行うとともに、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。特に愛知川では、流水の伏流やかんがい用水等の取水により、河川に十分な流水が得られず、瀬切れによる動植物への影響等が懸念されていることから、農林関係者や流域住民と連携し、水環境への影響の軽減に努めます。

渇水が懸念される場合や異常渇水時には十分な情報収集を行い、利水関係者や地域住民等への情報提供を行います。

2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

東近江圏域は豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫类等、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な動植物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、動植物の生息・生育環境の確保、健全な水循環に配慮します。また、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出され、上下流における連続性が確保できるように努めます。

水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、やすらぎやうらおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしています。このような周辺環境に十分配慮し、自然に触れ、親しむことのできる河川空間の整備・保全に努めます。

また、西之湖における水質浄化については、琵琶湖の一部であった内湖が干拓されて西之湖が形成された昭和 40 年代頃の汚濁負荷の水準まで回復させることを目標に、関係機関の意見をふまえ、必要に応じた対策の調査・検討を行います。

河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と滋賀県が進める「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）との整合を図るとともに、滋賀県が学識経験者等に委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民等の意見・助言を得て進めます。

また、国が進める「流域治水」では、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラを推進することとしており、本県においても、国や都道府県の事例等も参考にしながら、自然環境と調和した持続可能な滋賀県を実現するグリーンインフラについて、積極的に導入を図ります。

2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項

琵琶湖は、世界でも有数の古代湖の一つであり、60 種類を超える固有種が生息するなど、自然生態系の宝庫です。また、近畿 1,400 万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源であるとともに水産資源、観光資源として、更に人々に潤いや安らぎを与える心の支えとして幾多の恵みを与えてくれます。

これまで、本県や下流京阪神地域においては、琵琶湖総合開発事業により琵琶湖の水資源の有効利用を一層促進させるとともに、湖周辺の洪水・湛水被害を減少させることで大きな恩恵を受けてきました。しかし、社会経済情勢や生活様式等の急激な変化によって、琵琶湖の自然や文化は大きな変貌を余儀なくされ、環境保全に向けた各方面の積極的な取り組みにもかかわらず、水道水の異臭味や淡水赤潮、アオコの発生、外来生物の繁殖と在来生物の減少等、琵琶湖の異変は恒常化しつつあります。また、ヨシ群落、内湖、河畔林が減少するなど、自然的環境・景観や自然の水循環等の悪化が懸念される状況にあります。

特に湖辺域は、従来、豊かな生態系を育む場とともに美しい景観を形成し、人々によって様々な形で利用されてきました。しかし、社会経済状況が変化する中、内湖の干拓や湖岸開発、湖岸道路の設置等、湖辺の人工化が進みました。これらによる生物生息域の量的減少・質的劣化や、土砂供給の減少等による湖岸の侵食、更に不法占用や不適切な利用等もあり、湖国らしい郷土の原風景の損失や人々と琵琶湖との関わりの希薄化が問題となっています。

このため滋賀県は、固有の生態系を育み固有の文化や景観を形成するなど多様な価値の複合体として位置づけられている琵琶湖を、健全な姿で次世代に引き継ぐために、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成 27 年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を引き続き実施していきます。

2.3 整備実施区間・調査検討区間（区域）・整備時期検討区間

「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、下記の河川の区間を“整備実施区間”、“調査検討区間（区域）”、“整備時期検討区間”とします。

- ・整備実施区間は、計画的に整備を実施します。
- ・調査検討区間（区域）は、整備実施に向けた調査・検討を実施します。
- ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。

○ 愛知川

【整備実施区間】

不飲川合流部（愛知郡愛荘町川原地先）から延長 L=0.8km 区間

【整備時期検討区間】

名神高速道路（東近江市中戸地先）から紅葉橋（東近江市永源寺高野町地先）までの延長 L=7.0km 区間

○ 蛇砂川

【整備実施区間】

どんどん橋（近江八幡市西生来町地先）から近江鉄道付近（東近江市市辺町地先）までの延長 L=3.6km 区間

○ 八日市新川

【整備実施区間】

筏川支川合流点（東近江市東沖野地先）から蛇砂川分流点（東近江市尻無町地先）までの延長 L=1.4km 区間

【整備時期検討区間】

蛇砂川分流点（東近江市尻無町地先）から池谷川合流点（東近江市尻無町地先）までの延長 L=1.3km 区間

○ 日野川

【整備実施区間】

近江八幡市野村町、小田町および野洲市小南地先から近江八幡市上畑町および蒲生郡竜王町弓削地先までの延長 L=7.5km 区間

【整備時期検討区間】

近江八幡市上畑町および蒲生郡竜王町弓削地先から佐久良川合流点（東近江市合戸町および宮井町地先）までの延長 L=6.2km 区間

○ 西之湖

【調査検討区域】

近江八幡市白王町および円山町地先

なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大等を実施します。

また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類および施工場所

河川整備は、洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標に従い、河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標を考え合わせ、河道改修や放水路の設置による洪水流下能力の拡大により行います。

なお、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは再利用に努めるなど、適切に処理します。

河川工事の具体的な内容については、次のとおりです。

3.1.1 愛知川

愛知川の河川改修では、大きな川石を残すなど生態系に配慮し、瀬・淵を残しながら河道の掘削を行い流下能力を向上させます。施工に際しては、現況河道を形成している河道の特性を重視して、河道形状を大きく変化させることのないようにします。

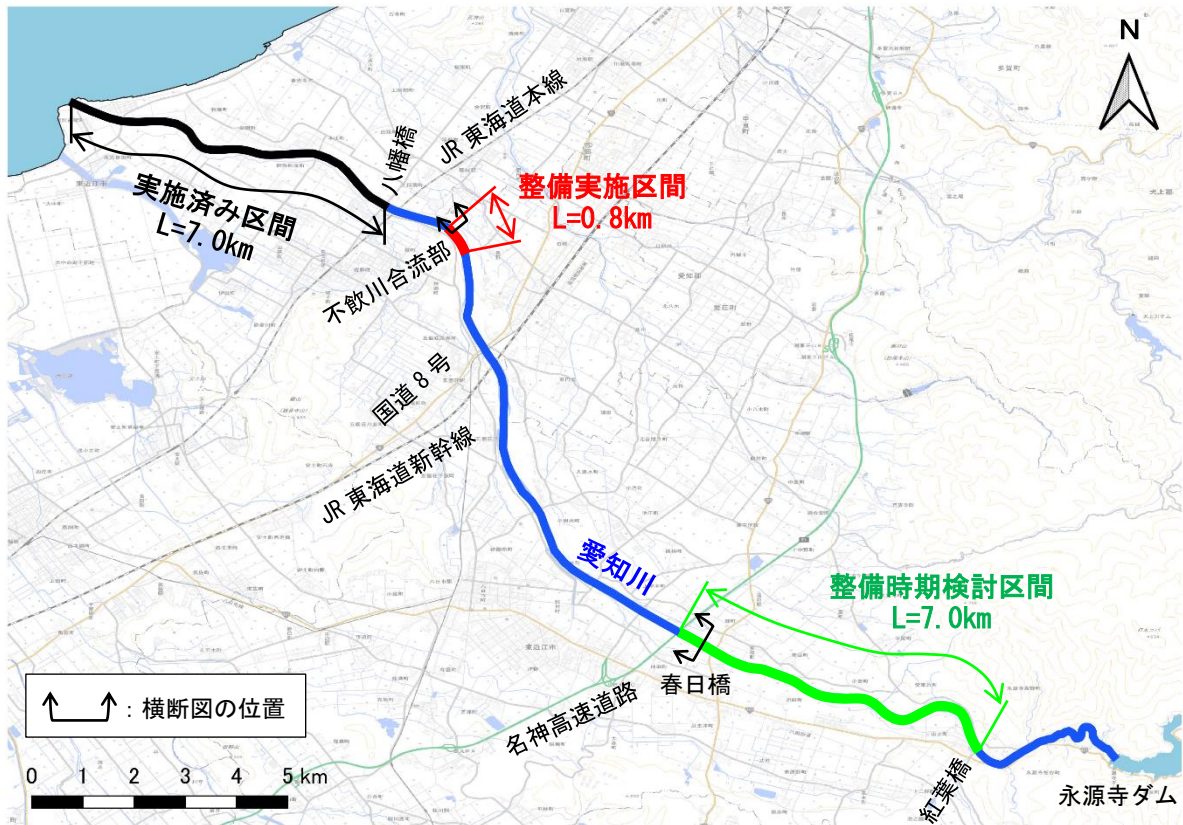
また、左岸側に八日市新川を合流させ、右岸側に不飲川放水路を合流させ導流堤を整備します。上流部については、財政状況等を勘案しながら、整備の実施時期を検討するとともに、実施の際には、河川の持つ営力が活かされる河道となるように努めます。

河川整備においては、自然環境を極力保全するものとし、自然の素材（自然石、植物等）を用いた生物の生息場の復元・創出や河川での瀬や淵の確保を図るなど、多自然川づくりにより実施します。下流部の河畔林は、洪水の流下に支障とならない範囲で保全することとし、伐採を最小限にとどめます。また、河床掘削等においては上下流の連続性を確保するとともに、伏流水、地下水への影響を極力小さくするよう努め、河川取水への影響はないよう考慮します。

なお、既に一定の改修が完了した区間、当面整備を行わない区間については、経過を観察しつつ、必要に応じた対策の検討を行い、多様な水際や上下流の連続性が確保される河道となるよう適切な維持管理に努めます。

愛知川の河川利用において、河川敷では河口部近くの多目的広場、点在するグラウンドが地域のスポーツ、レクリエーションに利用されています。今後はこのような現在の河川利用形態を活かすとともに、生態系への配慮を前提にし、地域住民や沿川自治体の意見を聴きながら対応していきます。また、現存する霞堤の有効利用を考慮し、自然との共生を目指した適正な整備を行うことにより、愛知川の魅力を引き出すよう努めます。

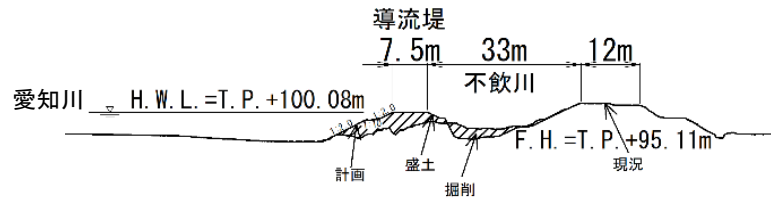
愛知川では、流域住民が「治水、利水、水量・水質、生物環境、河川利用、維持管理」等のテーマについて考える住民参加会議「愛知川川づくり会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、「愛知川川づくりへの提言」として様々な視点から愛知川への想いがまとめられました。愛知川の河川整備では、生物環境や河畔林の保全に配慮した治水機能の確保等、川づくり会議での提言を踏まえた整備を進めていきます。



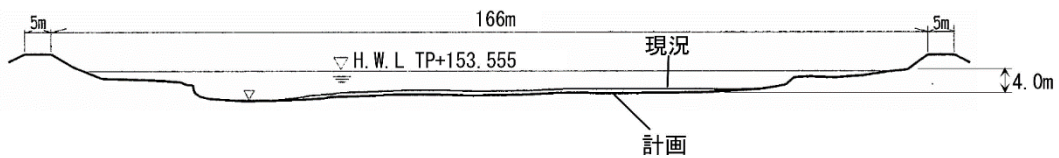
愛知川平面図

【愛知川】

不飲川合流部（河口から約8.1km）



春日橋上流（河口から約20.2km）



横断図

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

3.1.2 長命寺川、蛇砂川、八日市新川

○長命寺川・西之湖

長命寺川は、築堤や護岸および河道の掘削により河川改修を行ってきました。引き続き近江八幡市中之庄地区や島地区等で沿川の低地の内水排除を進めていきます。

西之湖の治水については、湖中堤の整備や西之湖周辺の干拓堤防の嵩上げは行わずに、下流の長命寺川、上流の八日市新川の整備を進めることによって、整備計画期間中の目標である10年に1回程度の降雨により予想される洪水に対する治水安全度を確保することとし、西之湖の自然豊かな景観の保全に努めます。

また、西之湖は琵琶湖の背水区間であり、琵琶湖の水位による影響が大きいことから、洪水時の琵琶湖水位の早期低下に向け引き続き国土交通省と緊密な連携を図ります。

西之湖の水質浄化の取り組みでは、湾奥部における底泥浚渫を実施しました。引き続き、関連部局との連携を一層強化しながら、西之湖の堆積状況や西之湖ならびに流入河川の水環境の状況を把握し、必要に応じた対策の調査・検討を行います。

○蛇砂川

蛇砂川の河川改修では、近江八幡市西生来町地先から東近江市市辺町地先にかけて現況河道の拡幅、切り下げを行い、河道の屈曲が著しい区間では洪水がスムーズに流れるように河道線の是正を行っていきます。

整備にあたっては、河道の法面や水際の構造を考慮し、自然植生による良好な河川環境の創出を図ります。

蛇砂川は、もともと農業用水路として改良と維持がなされてきた河川で、流域内に水源となる森林がほとんどなく、常時の水量が少ない河川です。しかしながら、身近な親水空間として蛇砂川への住民のニーズは高く、今後は、よりよい流域環境の創出のため、平地での地下水涵養や水源涵養等について住民とともに検討を行っていきます。また、蛇砂川の水質は、かんがい期においてBODが2mg/L以下にあり、平野部を流れる河川としては良好です。しかしながら蛇砂川が合流する西之湖の水質悪化が懸念されていることから、蛇砂川では常時水量が少ない中でも「使った水はきれいにしてから川へ返そう」等の取り組みを地域住民との協働により進めていきます。

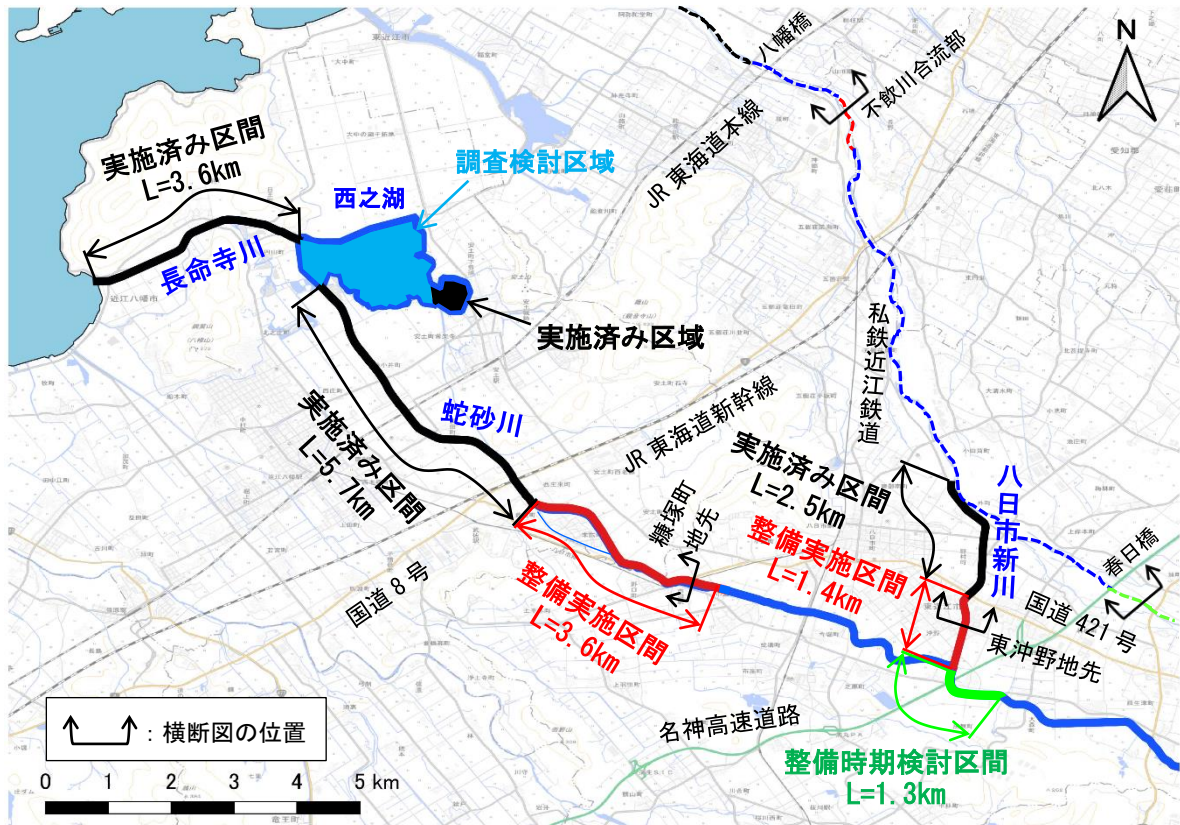
○八日市新川

八日市新川の河川改修では、東近江市尻無町付近で蛇砂川からの洪水を分流し愛知川へ放流する新しい河川を作り、蛇砂川下流の治水安全度の向上を図ります。

八日市新川は、東近江市街地を通り新たに開削する河川であることから、後世に残せる川、自然豊かな川となるように流域住民の意見を尊重しながら整備を行っていきます。市街地付近では、河川へのアプローチが容易に行えるような施設整備や植樹などを行い、子ども達の環境学習や地域住民が集い、心和む場として地域の方々が親しめる河川整備を考えていきます。

長命寺川（蛇砂川）では、流域住民が長命寺川・西之湖、蛇砂川、八日市新川について「治水、水質、親水施設、水源涵養、ゴミ・維持管理、防災、川づくり」等のテーマに関して考える住民参加会議「長命寺川（蛇砂川）川づくり会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、「長命寺川・西の湖、蛇砂川、八日市新川の川づくりの提言」として流域住民の長命寺川、西之湖、蛇砂川、八日市新川への想いがまとめられました。長命寺川（蛇砂川）の河川整備では、この提言を踏まえた整備を進めていきます。

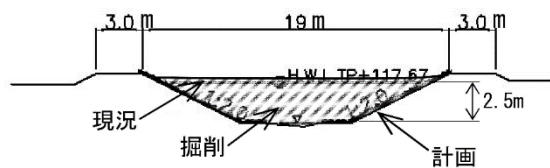
西之湖については「西の湖川づくり会議」が平成20年度に開催され、今後の整備について話し合われました。会議では、西之湖の治水や自然環境についての活発な意見交換が行われ、治水安全度を確保することや、景観や自然環境を守ってほしいとの意見を多数いただきました。今後は、これらの意見を踏まえ、河川整備を進めることによって、自然環境に配慮しつつ、治水安全度を確保することとします。



長命寺川・蛇砂川・八日市新川平面図（点線：愛知川）

【蛇砂川】

糠塚町地先（河口から約8.2km）

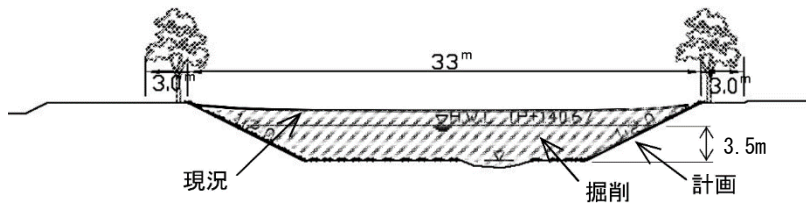


横断図

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

【八日市新川】

東沖野地先（河口から約2.8km）



横断図

（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。

3.1.3 日野川

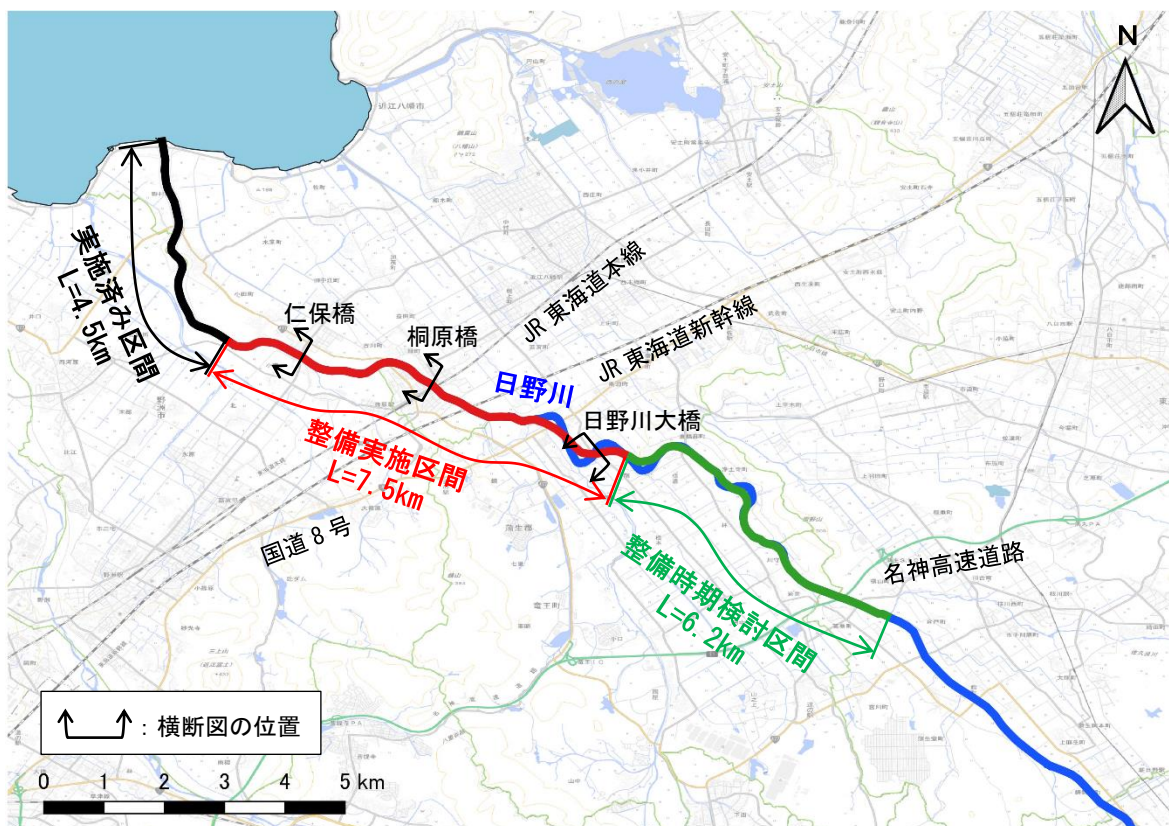
日野川の河川改修では、現況の河道特性を重視し、低水路形状を極力尊重しながらの河積の拡大（引き堤、河道掘削等）、およびＪＲ東海道本線橋梁の架け替え、ＪＲ東海道新幹線橋梁の橋脚補強等を行います。その際、堤防を守るために必要となる箇所では、護岸および根固めを設置します。これらの対策により、氾濫などによる浸水被害を未然に防ぎ、安全で快適な水辺の暮らしを実現します。

今後の河川整備では自然と人間との共生が図られるよう、植生が復元しやすい護岸の整備を進めるなど、自然環境への影響を極力小さくします。整備にあたっては、上下流の連続性を確保し、個々の動植物の生息・生育環境をネットワーク化することにより、日野川固有の生態系の維持に努めます。また、工事中の騒音・振動・濁水・粉塵等を最小限に抑えるよう努めます。

また、日野川ダムについても洪水を安全に調節できるよう、ダム再生計画を策定し既存ダムの有効活用に努めます。

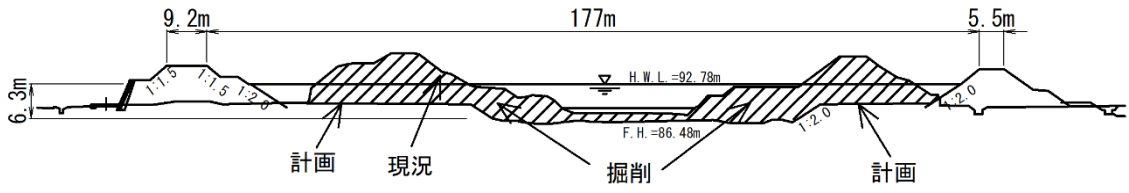
なお、既に一定の改修が完了した区間、当面整備を行わない区間についても、経過を観察しつつ、必要に応じた対策の検討を行い、多様な水際や上下流の連続性が確保される河道となるように努めます。

日野川では県内において最初に、流域住民が「防災、自然環境、ふれあい、利用、流域」という５つの視点から川の将来像について考える住民参加会議「日野川みらい会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、「日野川将来像の提言」として流域住民の日野川への想いがまとめられました。日野川改修では、階段の設置等による親水性の向上、高水敷の空間利用など、その提言内容を踏まえた整備を進めるとともに、仁保の桜など古くからの川にかかわる地域文化が継承されるよう積極的な支援を行います。

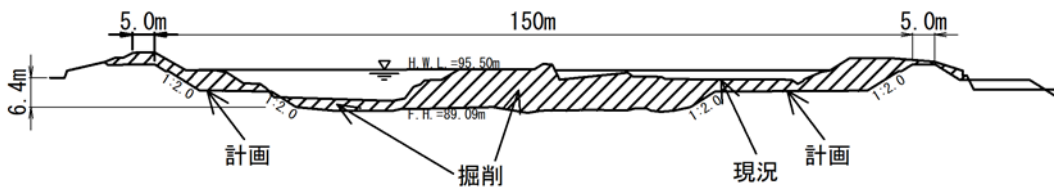


日野川平面図

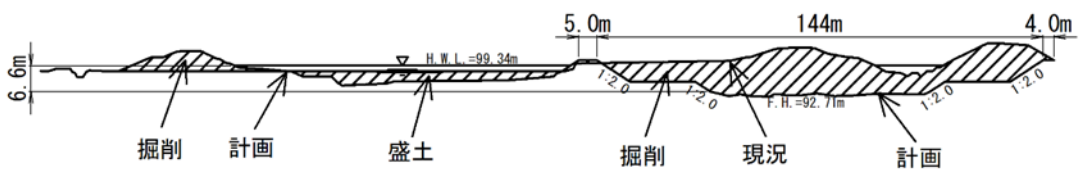
仁保橋上流（河口から約 5.8 km）



桐原橋上流（河口から約 8.2 km）



日野川大橋下流（河口から約 11.4 km）



横断図

(注) 護岸の形式・形状は変更することがあります。

3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所

3.2.1 河川の維持の目的

琵琶湖を含めた圏域内の全ての一級河川(81河川)において、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民の連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民が安心やうるおいを感じ続けることができるように配慮します。

また、動植物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観を保全しながら、自然と親しむことができる河川空間の維持に努めます。

3.2.2 河川の維持の種類および施工場所

圏域内の一級河川を適切に管理していくため、地域住民、関係機関との協働のもと、河川管理施設の機能点検、河道内の樹木や土砂の変化、流木・粗大ゴミの存在状況、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、動植物の生息・生育・繁殖状況等の河川環境管理に関する基本的事項の実態把握に努めます。

なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るため、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやゴミの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民が主体的に行う活動に対して、積極的に支援します。

さらに、令和4年3月に改定した「東近江土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復させるように努めます。

(河川管理施設の維持管理)

圏域内の一級河川において、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、日常的な点検によって、施設の老朽化や不具合箇所、また、堤外民地を含め、樹木等による河道の流下能力阻害箇所の早期発見による機能低下の防止に努め、所定の流下能力が確保できるように、流域住民組織等との連携のもとに適切な維持管理等に努めます。

また、圏域に存在する河川の築堤区間においては、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所、破堤の危険性を認知した箇所等については、河川管理施設等構造令等で示す基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況等を勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性等に配慮します。

(河床の維持管理)

圏域内の一級河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。また、必要に応じて洪水の流下を阻害する河道内の植生の除去等も行います。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境などにも配慮していきます。

掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。

(河川環境の保全)

圏域内の一級河川において、住民が河川に親しめ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子ども達が河川での自然学習を通じて環境について学習し、積極的に環境保全に取り組んでいきます。また、地域住民などが親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。

長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることが自然環境の維持に必要な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。また、その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくよう努めます。

河道内樹林は、生態系の保全など良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外来種対策の必要が生じた場合については、有識者・地域住民等の意見を参考に伐採などを検討します。

愛知川下流部の河畔林は、極めて特徴的な河川景観要素となっていますが、近年、生活様式等の変化により河畔林の構成要素となっている竹の需要がなくなり、竹林内の荒廃、ゴミの投棄等による環境悪化のため、伐採の要望もかなり挙がっています。このため、地域と連携して必要な箇所については間伐を行うなど、周辺地域の特徴を生かした適正な保全対策を行うとともに、伐採竹の有効利用にも努めていきます。

長命寺川、蛇砂川・八日市新川ではゴミの不法投棄による、悪臭の発生や、景観悪化が懸念されています。ゴミのない、きれいな長命寺川(蛇砂川)・八日市新川とするために、沿川住民と行政の協働による啓発活動、ゴミの除去作業等の適正な管理を行っていきます。また、河川内の植生についても洪水の流れの障害とならないように、適正な管理に努めます。

日野川においても、一部の心ない人の不法投棄が問題となっています。良好な河川環境を創出していくため、今後とも行政と地域住民が協働で河川管理に努めるものとします。

(河川占用および許可工作物の設置等への許可・対応)

河川占用および新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で基準を満たしたものを許可します。また、地域の再生や水辺の賑わい創出のため、地域ぐるみでの取り組みとして合意形成された河川敷地の利用計画がある場合は、「河川空間のオープン化」の制度の利用も含め、自治体等関係機関、地域住民、利用者等の意見を十分に聴いて判断するものとします。

許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰および橋梁などが設置されており、これらの工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理等の実施についての指導・監督を行います。また、河川工事实施の際には、施設の占有者と十分協議をし、必要な対策を講じていきます。

河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管理の徹底を図ります。

(流水の管理)

圏域内の一級河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者および

地域住民などが協働して取り組みます。また、水源としての森林を保全する種々の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進等の家庭・企業および農家への啓発を行い、地域レベルでの水循環の回復を促進します。

流域全体で将来にわたり健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市町、利水者と連携して適正な水管理・水利用を図っていきます。

愛知川においては、河川管理者、利水者および地域住民等の関係者が協働して、水源としての森林の保全と育成への意識の啓発と向上を図るとともに、水のリサイクル等も視野に入れ、長期的で適正な水利用を進めていきます。また、合わせて蛇砂川の維持流量について検討していきます。

八日市新川では、地域から親水空間の創出が望まれています。蛇砂川の常時水量は年間を通じて少ないため、常時水量を確保する方策、河川敷の利用方法などを検討していきます。

日野川の河川水は、古くからかんがい用水や生活用水などの地域用水として利用されてきました。引き続き、河川管理者、利水者および地域住民等が協働して適正な水管理に努めます。

3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

3.3.1 河川への流出量の抑制

公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水の貯留および地下浸透に努めます。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に努めることができるよう、関係市町と連携して支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上させ、急激な流出を緩和し河川・水路への負担を軽減します。

また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、開発に対する雨水排水計画基準や開発指導要綱を設け、下流河川・水路の流下能力が不足する場合に、開発者に対して流出抑制施設の設置を指導するとともに、開発区域から流出抑制を適正に図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。

3.3.2 総合的な土砂管理に向けた取り組み

琵琶湖の砂浜湖岸は、山地域の供給源から河川を通じて河口へと流れて堆積した土砂が、湖辺域の沿岸に流されて形成されています。

これまで、土石流などの土砂災害や、過剰な土砂供給による河道内での土砂堆積・河口部の閉塞など、上流からの土砂に苦しめられるなか、その対策として治山事業や砂防事業で土砂の流れを調整したり、また河川事業や砂利採取により堆積土砂の除去を行ってきました。さらに、山林の保全・土石流対策を目的とした治山・砂防事業の進捗や、治水・利水ダムの設置により、下流部への土砂の流出が抑制されています。

こうした土砂供給の減少は、河床の低下や湖辺域での砂浜侵食などを招くこととなり、砂浜侵食に対しては、突堤や養浜などの対策を実施してきました。

上流からの土砂供給については、生物の生息・生育・繁殖環境の保全や再生の観点から重要であるとの指摘もあります。

今後は、山地から河道、湖辺域に至る連続した土砂移動のダイナミズムを回復し、動的平衡状態の中で、土砂の量と質（粒径）のバランスのとれた河川・湖岸の実現を目指すことが理想です。

しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の砂浜や河川における課題の状況に応じて、山地から河道、湖辺域への連続した土砂移動の把握や、実現が可能な対策を長期的課題として検討します。

その取り組みの一つとして愛知川を対象に総合的な土砂管理の検討を実施しています。上流から下流における土砂動態モデルを構築し、供給土砂量を定量的に把握することによって砂浜湖岸の動的平衡状態を保つために必要な土砂量の算定を行っています。これにより河道内の土砂移動を把握し、河道および湖岸の形状変化の予測を試みています。

引き続き、現地調査を行うことにより河床耕耘を実施した河川内の経年的な土砂移動を把握し、今後はその調査結果を用いてモデルの妥当性を検証するとともに、得られた知見を県内の他の河川へ活用することによって、琵琶湖における砂浜の維持等に努めます。

3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成

河川の豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。

- (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動および学校教育等との連携を図り、河川愛護月間等における行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。
- (2) 河川整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。
- (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体などと連携し、地域住民などに対して、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域等に親しまれる川づくりに努めます。
- (4) 古くからの川と地域住民とのつながり、川にまつわる地域文化が今後も継承されるよう協力していきます。
- (5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。
- (6) 上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。

3.3.4 水量・水質等の把握

河川の適正な管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質等の把握に努めます。またこの際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、より広範なデータの収集に努めます。

4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項

4.1 平常時における関係機関の連携

河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局等）、関係市町等と連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。

4.2 洪水時の連携強化

洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組みます。

「平常時の備え」については、雨量観測所および水位観測所、河川防災カメラで観測した雨量や水位、河川のカメラ画像などの防災情報を「滋賀県土木防災情報システム」を用いて、関係市町や機関、地域住民などに提供しています。今後、これらの防災情報を安定的に提供するため、設備の適切な維持管理に努めます。

「緊急時の体制」については、彦根地方気象台等から水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものとします。水防体制下では降雨状況・河川水位等の監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況などから河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認等で情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市町や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市町や機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます。

4.3 水防、避難体制の強化

毎年、出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域等を圏域内の市町とともに見直すとともに、水衝部など氾濫の危険性の高い地点を重点的に、水防管理者と合同によるパトロールを行います。水防倉庫には水防活動に必要な資機材を備蓄し、常に点検確認を行い、必要量を確保します。

洪水予報河川である日野川では、洪水予報を行い、水防活動や地域防災活動を支援します。また、日野川、愛知川においては、地先の安全度マップや洪水浸水想定区域図を効果的に活用し、避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップの作成や流域住民への周知に対しても支援します。なお、万一氾濫などが生じた場合でも、被害をできるだけ少なくするため、事前に地域住民の方に対して河川の氾濫などに関する情報を提供するソフト面での対策として、「河川整備の目標とする降雨」と「想定し得る最大規模の降雨」を対象にした日野川洪水浸水想定区域図（平成31年3月19日）と愛知川洪水浸水想定区域図（令和2年6月9日）を公表しました。

また、市町が実施する避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップ・防災マップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。合わせて、降雨・水位情報、過去の被害状況などの提供を通じて、避難行動開始の判断などを支援します。

4.4 水害に強いまちづくり

超過洪水が生じた場合に壊滅的な被害が想定される氾濫域においては、「大規模氾濫減災協議会」における水災被害の軽減に資する取組を踏まえ、土地利用の動向等を勘案して、関係機関

との連携・協働により、土地利用の誘導、建築物の建て方の工夫、浸水時の交通規制、避難誘導等を検討します。

(1) 既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所

確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民および関係市町の合意のもと要請がある場合に、既設道路等を活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げ等により市街地での浸水を回避するための対策の実施を検討します。

(2) 市街化が進行していない箇所

深刻な資産被害が想定される区域の市街化をできるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制を検討します。

4.5 地域防災力の向上

過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へと継承するよう努めます。また、出前講座などを実施し、本整備計画に基づく河川改修で、「全ての水害がなくなるわけではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネット等を活用して、圏域内の氾濫特性を示す地先の安全度マップ（氾濫頻度、範囲・浸水深、流速等）や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。

また、「水防訓練」や、滋賀県および市町の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。滋賀県と市町間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。

日野川ダムにおいては、ダム放流時における事故防止とダムの洪水調節を的確に行うため、「ダムの管理演習」を毎年実施し、洪水時における迅速な情報伝達の習熟とダム管理に対する関係住民への理解を深めるよう努めます。

4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全

東近江圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、（下流リスクとの関係から）築堤が制限されたり平地河川化などの抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、Ⅰランク河川（堤防の質的強化や氾濫流制御を図る河川）に位置付けており、被害を極力軽減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。また、超過洪水時の減災に効果のある霞堤や調節池等について必要に応じて整備・保全するとともに、既存ダムの洪水調整機能の強化として、治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時において、ダムの事前放流により、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ります。

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」におけるTランク河川

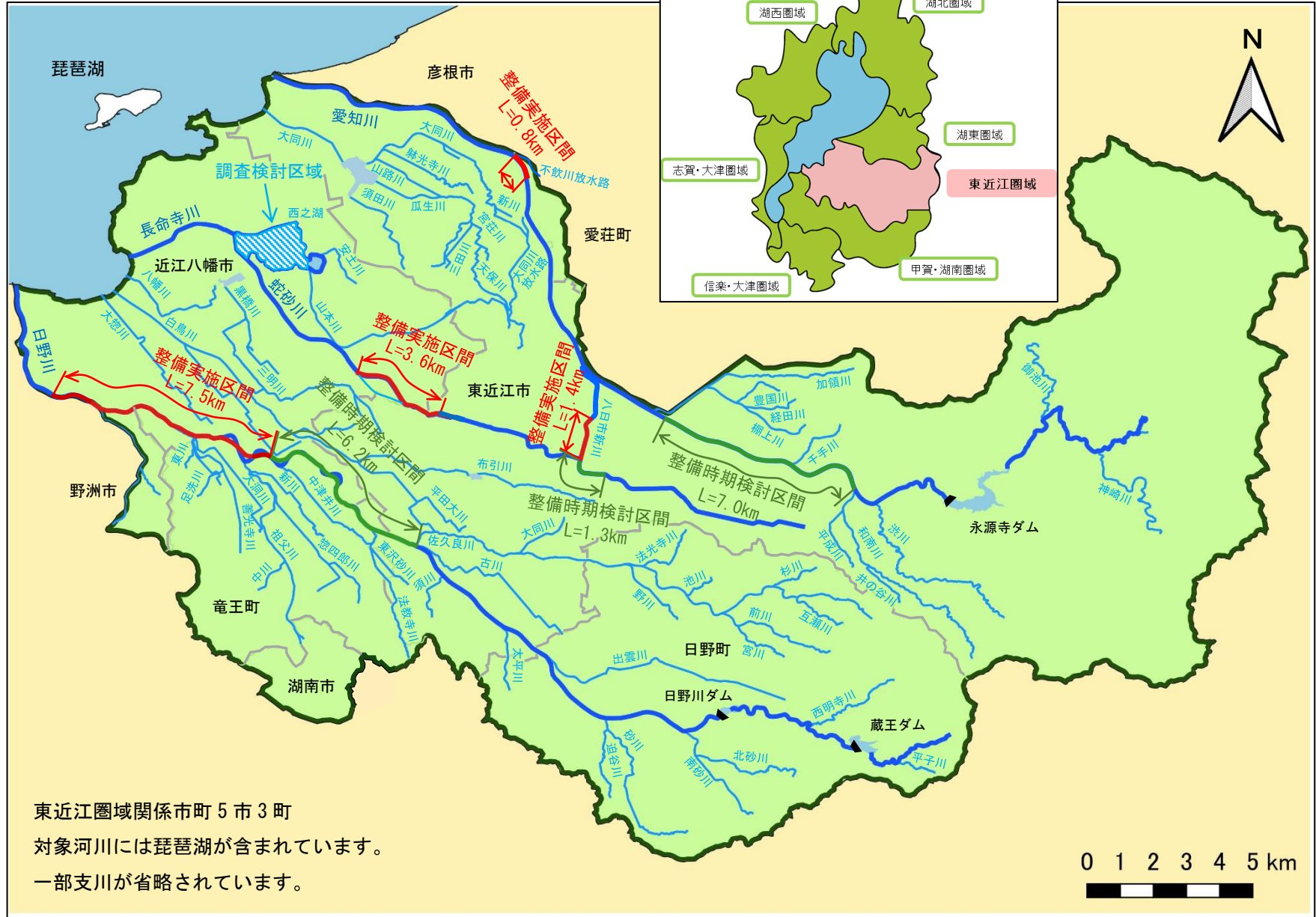
河川ランク	河川名
Tランク	東川、愛知川、惣四郎川、祖父川、日野川、蛇砂川、法教寺川

Tランク河川：堤防の質的強化や氾濫流制御を図る河川

なお、今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるもの
とします。また、今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。

5. 附則資料

東近江圏域位置図（対象河川および整備区間）



東近江圏域関係市町5市3町
 対象河川には琵琶湖が含まれています。
 一部支川が省略されています。